

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	溢水 02 <u>R 8</u>
提出年月日	<u>令和4年11月25日</u>

## 設工認に係る補足説明資料

再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する  
評価対象外とする溢水防護対象設備の考え方について

1. 文章中の下線部は，R 7 から R 8 への変更箇所を示す。
2. 別紙－1 1.項について，建物及び構築物の注記を追加した。

## 目 次

	ページ
1. 概要	1
2. 洪水防護対象設備のうち評価対象外とする設備の考え方	1

## 1. 概要

本資料は、再処理施設の第1回設工認申請のうち、以下の添付書類に示す溢水防護対象設備のうち評価対象外とする設備の考え方について補足説明を行うものである。

### ・「VI-1-1-6-2 溢水防護対象設備の選定」

具体的には、溢水防護対象設備のうち評価対象外とする設備の考え方の妥当性及び評価対象外とする設備の選定結果を示す。

なお、溢水による影響評価の対象外とする溢水防護対象設備の考え方は、再処理施設において後次回に申請対象となる設備に対しても適用する。

また、本資料は、第1回設工認申請の対象設備を対象に記載していることから、第2回申請以降は申請対象を踏まえて記載を拡充する。

## 2. 溢水防護対象設備のうち評価対象外とする設備の考え方

選定された溢水防護対象設備のうち、以下に該当する設備は、溢水影響を受けても必要とされる安全機能を損なわないことから、溢水による影響評価の対象外とする。

- (1) 臨界管理対象機器のうち溢水により臨界の発生に至らないもの
- (2) 溢水によって安全機能が損なわれない静的な安全機能を有する建物・構築物、系統及び機器
- (3) 水中に設置される機器
- (4) 動的機能が喪失しても安全機能に影響しない機器(フェイルセーフ機能を持つ機器を含む。)

評価対象外とする溢水防護対象設備の考え方及び妥当性を第2-1表に示す。また、選定結果を評価対象除外リストとして、第2-2表に示す。

第2-1表 評価対象外とする溢水防護対象設備の考え方及び妥当性

項目	解説	評価対象外とする妥当性
(1) 臨界管理対象機器のうち溢水により臨界の発生に至らないもの	内部に水が浸入する経路がなく、且つ溢水による水反射条件を考慮しても臨界の発生に至らない臨界管理対象機器は、溢水により安全機能を損なわないため、評価対象外とする。	後次回で示す。
(2) 溢水によって安全機能が損なわれない静的な安全機能を有する建物・構築物、系統及び機器	外部から動力の供給を必要としない静的な機器は、溢水の影響を受けてもその機能を喪失させる損傷は起きないことから、溢水により安全機能を損なわないため、評価対象外とする。	別紙1に示す。
(3) 水中に設置される機器	水中に設置される機器は、内部も常時水が充填されている環境において駆動可能な設計であることから、溢水により安全機能を損なわないため、評価対象外とする。	後次回で示す。
(4) 動的機能が喪失しても安全機能に影響しない機器(フェイルセーフ機能を持つ機器を含む。)	静的な部位により安全機能を担保又はフェイルセーフ機能により安全機能を維持する機器は、溢水の影響を受けて動的機能が喪失しても、安全機能を損なわないため、評価対象外とする。	後次回で示す。

第2-2表 評価対象除外リスト

屋外

設備区分	設備	設置区画	除外理由
安全冷却水系	安全冷却水B冷却塔周りの配管	屋外	(2)

# 別紙

## 溢水02 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する評価対象外とする溢水防護対象設備の考え方について

資料No.	別紙			備考
	名称	提出日	Rev	
別紙-1	溢水によって安全機能が損なわれない静的な安全機能を有する建物・構築物、系統及び機器を評価対象外とする妥当性	11/25	4	
別紙-2	臨界管理対象機器のうち溢水により臨界の発生に至らないものを評価対象外とする妥当性			後次回で示す
別紙-3	水中に設置される機器を評価対象外とする妥当性			後次回で示す
別紙-4	動的機能が喪失しても安全機能に影響しない機器(フェイルセーフ機能を持つ機器を含む。)を評価対象外とする妥当性			後次回で示す

別紙－1

溢水によって安全機能が損なわれない静的な安全機能を  
有する建物・構築物，系統及び機器を評価対象外とする  
妥当性

## 目 次

	ページ
1. 溢水によって安全機能が損なわれない静的な安全機能を有する建物・構築物, 系統及び機器を評価対象外とする妥当性……………	1



1. 溢水によって安全機能が損なわれない静的な安全機能を有する建物・構築物，系統及び機器を評価対象外とする妥当性

外部から動力の供給を必要としない静的な機器は，溢水の影響を受けてもその機能を喪失させる損傷は起きないことから，溢水により安全機能を損なわない。

該当する機器は，塔槽類，熱交換器，建物<sup>\*1</sup>・構築物<sup>\*2</sup>，遮蔽設備，架台，弁（自動弁以外），フィルタ，グローブボックス，配管，ダクト及びケーブルの静的な機器であり，これらの機器が持つ安全機能は，溢水の影響を受けて喪失することはない。

注記 \*1：溢水防護建屋外壁の開口部については，屋外の溢水評価との関連として，溢水の流入を防止するための設置高さを確保する。

\*2：構築物のうち冷却塔は，動的機器を持つため，溢水影響を受けることから評価対象とする。